

65歳以上の方の平成30～32年度の介護保険料が決まりました

問 高齢者支援課 ☎ 内線2689

介護保険制度は、3年ごとに事業計画を見直し、保険料もそれに伴って変更します。第七期介護保険事業計画(30～32年度)の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料の基準額は、これまでの月額5,500円(年額66,000円)から月額5,750円(年額69,000円)に決定しました。各所得段階別の保険料は下表のとおりです。

なお、30年度の年間保険料は、7月上旬に個別に送付する介護保険料決定(納入)通知書でお知らせします。くわしくは通知書でご確認ください。

介護保険所得段階別保険料(30～32年度)

所得段階	対 象 者		年額保険料 (基準額に対する割合)
第1段階	・生活保護を受給している方など ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額(※)等の合計が80万円以下の方		27,600円 (基準額×0.400)
第2段階	世帯全員が 住民税 非課税で	本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円超120万円以下の方	44,400円 (基準額×0.644)
第3段階		本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が120万円超の方	46,800円 (基準額×0.679)
第4段階	本人が 住民税 非課税で	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円以下の方	60,000円 (基準額×0.870)
第5段階		世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円超の方	69,000円 (基準額)
第6段階	本人が 住民税 課税で	前年の合計所得金額等が120万円未満の方	77,400円 (基準額×1.122)
第7段階		前年の合計所得金額等が120万円以上200万円未満の方	86,400円 (基準額×1.253)
第8段階		前年の合計所得金額等が200万円以上300万円未満の方	97,200円 (基準額×1.409)
第9段階		前年の合計所得金額等が300万円以上400万円未満の方	103,200円 (基準額×1.496)
第10段階		前年の合計所得金額等が400万円以上600万円未満の方	114,000円 (基準額×1.653)
第11段階		前年の合計所得金額等が600万円以上800万円未満の方	126,000円 (基準額×1.826)
第12段階		前年の合計所得金額等が800万円以上1,000万円未満の方	134,400円 (基準額×1.948)
第13段階		前年の合計所得金額等が1,000万円以上1,500万円未満の方	144,000円 (基準額×2.087)
第14段階		前年の合計所得金額等が1,500万円以上2,000万円未満の方	156,000円 (基準額×2.261)
第15段階		前年の合計所得金額等が2,000万円以上の方	159,600円 (基準額×2.313)

※収入金額(遺族年金、障害年金などの非課税年金を除く年金を含む)から必要経費に相当する額を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額であり、住民税などを算定する課税標準額とは異なります。

保険料基準額の算定方法

三鷹市の
保険料基準額
=5,750円
(月額)

=

三鷹市で
介護保険給付に
かかる費用

×

65歳以上の方の
負担分(23%)

÷

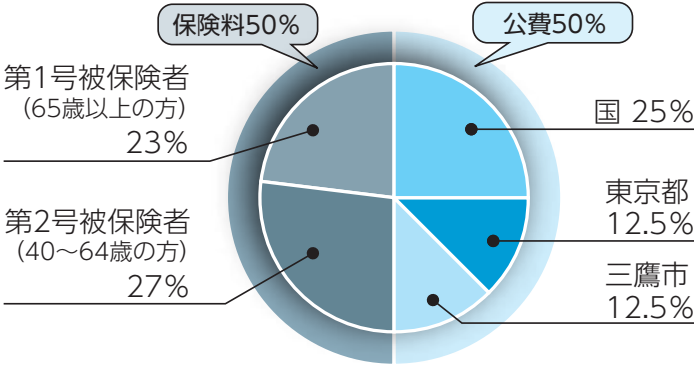
三鷹市の65歳以上の方の人数

12カ月

※介護保険給付にかかる費用は、介護給付費準備基金活用後の金額です。
※65歳以上の方の人数は、3年間(30～32年度)の延べ人数の推計値です。

介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、半分は国・東京都・三鷹市の公費で、残りの半分を被保険者の方々が納める保険料で賄っており、このうちの23%が第1号被保険者の保険料負担となります。



第七期介護保険事業計画における保険料設定の背景

高齢者人口の増加に伴う介護を必要とする方の増加、介護報酬とその算定に係る三鷹市の地域区分の改定により、第七期の総給付費は、第六期(27～29年度)に比べ、約28億円増の約385億円が見込まれます。

保険料の設定に当たっては、介護給付費準備基金の約6億5千万円を活用し、保険料の上昇を抑制しました。また、所得の低い第1段階の方については、公費による保険料軽減を継続し、第六期と同額に据え置きました。市独自の軽減についても継続して実施します。

4月から介護保険サービス利用料が変わりました

問 高齢者支援課 ☎ 内線2684

介護報酬の改定に伴い、4月のサービス利用分から介護保険サービスの利用料が変わりました。今号では、ご利用の多いサービスの自己負担額を中心に、改定内容の一部をご案内します。

◆自己負担分(1割負担の場合)の例

- ◇訪問介護(要介護1、身体介護20分以上30分未満/回)：単価10.7円⇒11.05円
基本サービス費：改定前263円(245単位)⇒改定後274円(248単位)
自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する観点から、身体介護に重点を置いた報酬改定が行われました。
- ◇訪問看護(要介護1、訪問看護ステーションの場合、30分未満/回)：単価10.7円⇒11.05円
基本サービス費：改定前496円(463単位)⇒改定後516円(467単位)
要介護者・要支援者で同一だった基本サービス費に、両者間で一定の差を設ける改定が行われました。
- ◇通所介護(要介護1、改定前の通常規模7時間以上9時間未満に該当する場合)：単価10.45円⇒10.68円
基本サービス費：改定前686円(656単位)⇒改定後689円(7時間以上8時間未満、645単位)、701円(8時間以上9時間未満、656単位)
サービス提供時間がこれまでの2時間単位から1時間単位に改定されました。
また、事業所の規模ごとに基本報酬の見直しが行われました。
- ◇ショートステイ(要介護1、併設型多床室/回)：単価10.55円⇒10.83円
基本サービス費：改定前632円(599単位)⇒改定後633円(584単位)
特別養護老人ホームの従来型個室と多床室の基本報酬に合わせ、ショートステイの従来型個室と多床室の基本報酬を同額にする改定が行われました。
※金額は要介護度や施設の種類によって異なります。また、基本サービス費のほかにサービスに応じて加算される費用があります。くわしくは、同課または介護サービス事業者にお問い合わせください。



東京都シルバーパス 新規取得のお知らせ

問 (一社)東京バス協会(シルバーパス専用電話)
☎03-5308-6950(平日午前9時～午後5時)

満70歳以上の都民(寝たきりの方を除く)に、都内民営バスや都営交通などを利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。満70歳の誕生日の初日(1日が誕生日の方は前月の初日)から申し込みます(有効期限は平成30年9月30日まで)。

人 ¥ ①29年度住民税が非課税の方、29年度住民税が課税されているが28年の合計所得金額が125万円以下の方＝1,000円、②①以外の方＝10,255円

- 物 本人確認書類(保険証、運転免許証など)、①は所得金額などを確認できる書類(29年度介護保険料納入〈決定〉通知書、29年度市民税課税(非課税)証明書、生活保護受給証明書のうちいずれか一つ)
- 申 必要書類と代金を最寄りの小田急バスの営業所へ

